



# 長野県報

6月2日(木)  
令和4年  
(2022年)  
第309号

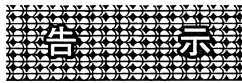
## 目次

### 告示

|   |   |
|---|---|
| 長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続(情報公開・法務課)..... | 1 |
| 長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課).....                            | 2 |

### 公告

|   |    |
|---|----|
| 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(11件)(産業政策課)..... | 2  |
| 国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課).....                        | 13 |
| 令和4年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施試験地及び試験会場の変更(建築住宅課).....   | 13 |
| 土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課).....                        | 14 |
| 開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課).....                 | 14 |



### 長野県告示第314号

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年長野県規則第6号)第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示します。

令和4年6月2日

長野県知事 阿部 守一

| 名称   | 条項   |
|--|--|
| 知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則(平成4年長野県規則第31号)  | 第2条、第3条、第4条第1項及び第2項、第5条、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条、第11条第1項、第12条から第16条まで、第17条第1項(同条第2項で準用する場合を含む。)、第18条第1項(同条第2項で準用する場合を含む。)、第19条第1項(同条第2項で準用する場合を含む。)、第20条から第25条まで、第26条第1項並びに第29条第1項及び第2項 |
| 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)第2条の規定によりなお従前の例によることとされた知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則(平成21年長野県規則第17号)による改正前の知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則 | 第3条、第4条第1項及び第2項、第5条、第6条第1項、第7条から第10条まで、第11条第1項、第14条並びに第15条第1項から第3項まで   |

## 長野県告示第315号

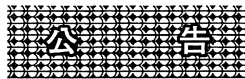
長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、令和4年5月27日、次の者を売りさばき人に指定しました。

令和4年6月2日

長野県知事 阿部 守一

| 売りさばき人の氏名（名称）  | 住所              | 売りさばき場所                  |
|----------------|-----------------|--------------------------|
| 大槻事務所 代表 大槻 四郎 | 長野県伊那市荒井4464番地2 | 長野県伊那市荒井4464番地2<br>大槻事務所 |

会計課



## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年6月2日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友須坂店

須坂市大字須坂字金井原1539番1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

| 名称     | 代表者氏名  | 住所             |
|--------|--------|----------------|
| 合同会社西友 | 大久保 恒夫 | 東京都北区赤羽二丁目1番1号 |

(変更後)

| 名称     | 代表者氏名  | 住所             |
|--------|--------|----------------|
| 株式会社西友 | 大久保 恒夫 | 東京都北区赤羽二丁目1番1号 |

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

| 名称        | 代表者氏名  | 住所             |
|-----------|--------|----------------|
| 合同会社西友    | 大久保 恒夫 | 東京都北区赤羽二丁目1番1号 |
| 株式会社伊勢屋薬局 | 飯島 健雄  | 千曲市大字稲荷山836    |

(変更後)

| 名称        | 代表者氏名  | 住所             |
|-----------|--------|----------------|
| 株式会社西友    | 大久保 恒夫 | 東京都北区赤羽二丁目1番1号 |
| 株式会社伊勢屋薬局 | 飯島 崇   | 千曲市大字稲荷山836    |

## 4 変更した年月日

令和4年1月6日ほか